

# 春日井市国民健康保険 運営協議会資料

平成23年7月21日開催

# 目 次

## 国民健康保険事業の状況について

1	被保険者等の状況	1
2	医療費の状況	2
3	保険税の収納状況	3
4	平成22年度決算見込	4
5	平成23年度保険税率等の状況	5
6	平成23年度課税状況	6
7	特定健診等の実施状況	7
8	国保制度の改正状況	
	(1) 保険税課税限度額の改正	9
	(2) 高齢者の窓口負担軽減	10

# 1 被保険者等の状況

## (1) 平成22年度の状況

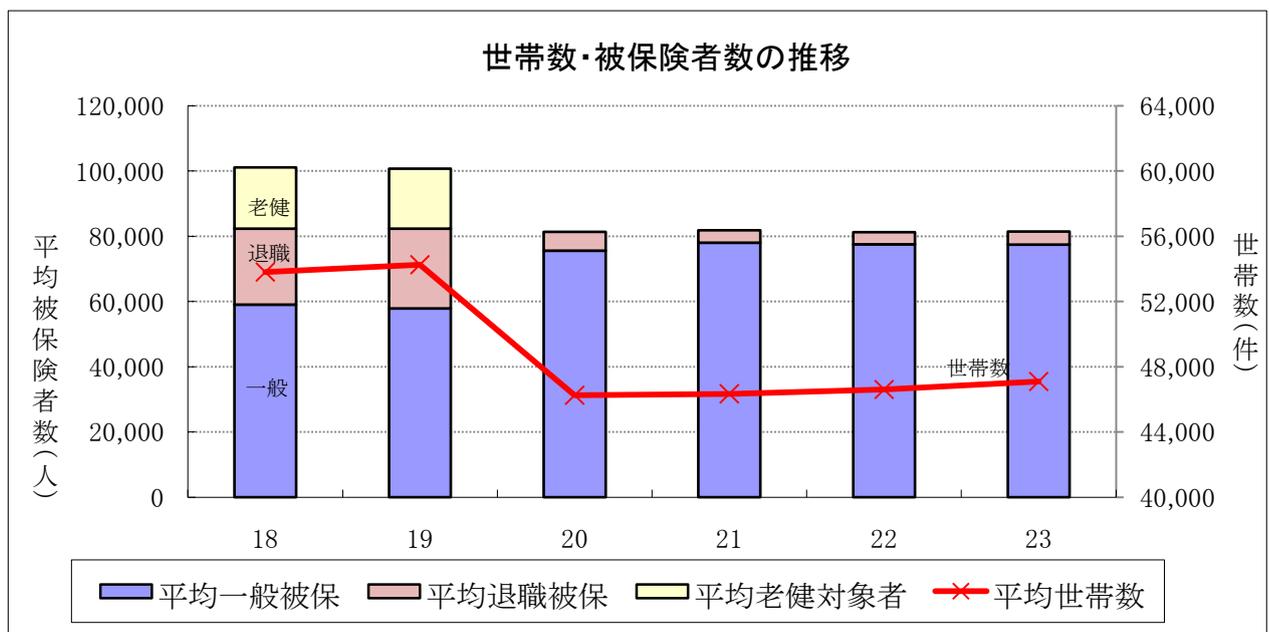
平成20年度から国保加入世帯数、被保険者数については微増傾向となっていたが、平成22年度には被保険者総数が減少に転じている。これは、景気回復基調による再就職者の増加が要因と推察されるが、今後は東日本大震災による経済停滞から平成23年度以降の影響が懸念される。また、急速な少子、高齢化の進展により、前期高齢者数が着実に増加している。

## (2) 平成21年度までの状況

平成20年度には、後期高齢者医療制度の創設により、75歳以上の方々が国保から同制度へ移行したことで、加入世帯数、被保険者総数が大幅に減少した。また、退職被保険者は65歳未満の方に限定され、65歳から74歳の方々は、前期高齢者として一般被保険者へ移ったことから、被保険者構成も大きく変化している。

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
平均世帯数(件)	53,807	54,255	46,250	46,339	46,610	47,097
平均被保険者総数(人)	101,141	100,708	81,394	81,847	81,284	81,400
一般被保険者	59,085	57,900	75,547	78,042	77,545	77,420
うち前期高齢者	-	-	26,030	27,077	27,561	27,557
退職被保険者	23,210	24,439	5,847	3,805	3,739	3,980
老健対象者	18,846	18,369	-	-	-	-

※23年度は、4月末の世帯数・被保険者数。



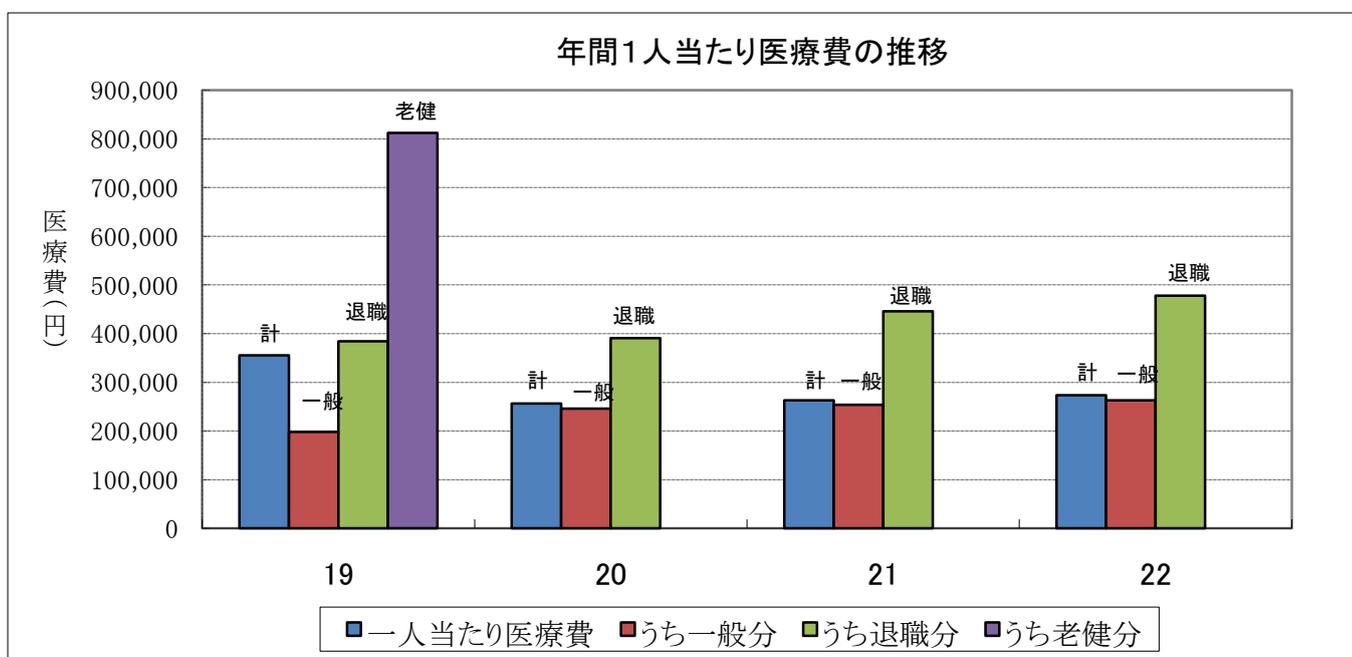
## 2 医療費の状況

総医療費及び年間1人当たり医療費は、平成20年度には後期高齢者医療制度の創設から大幅に減少して、75歳未満の国保加入者の医療費の動向を示すものとなっており、平成21年度以降は従来同様の増加傾向を示している。

また、退職被保険者の年間1人あたり医療費は、平成22年度では一般被保険者と比較して1.8倍となっている。

区 分	19年度		20年度		21年度		22年度	
	医療費	前年比(%)	医療費	前年比(%)	医療費	前年比(%)	医療費	前年比(%)
総医療費(百万円)	35,795	2.5	20,857	▲ 41.7	21,509	3.2	22,208	3.2
年間1人当たり医療費(円)	355,430	2.9	256,245	▲ 27.9	262,792	2.6	273,211	4.0
一般被保険者	198,216	3.6	245,852	24.0	253,878	3.3	263,342	3.7
退職被保険者	384,416	2.9	390,522	1.6	445,637	14.4	477,888	7.2
老健対象者	812,411	2.5	—	—	—	—	—	—

※一人当たり医療費は、年度平均被保険者数を基に算出。



### 3 保険税の収納状況

収納率については、国民健康保険推進員や短期証の活用、コンビニ納付の対応、財産調査及び差押えの実施などの向上対策により、現年課税分及び滞納繰越分ともに、ここ数年改善が図られてきた。しかし、平成20年度の後期高齢者医療制度の創設に伴い、比較的収納率の高い75歳以上の方が国保から後期高齢者医療制度に移行したことや失業者の加入増加により、平成20、21年度は低下傾向にあった。

平成22年度現年課税分収納率については、0.33ポイントの上昇となっているが、これは収納額の増加によるものではなく、所得減少者や失業者の軽減額増加による調定の減少も大きな一因となっており、被保険者全体の保険税負担能力が低下していることから、国保財政は依然として厳しい状況である。

#### (1) 現年課税分

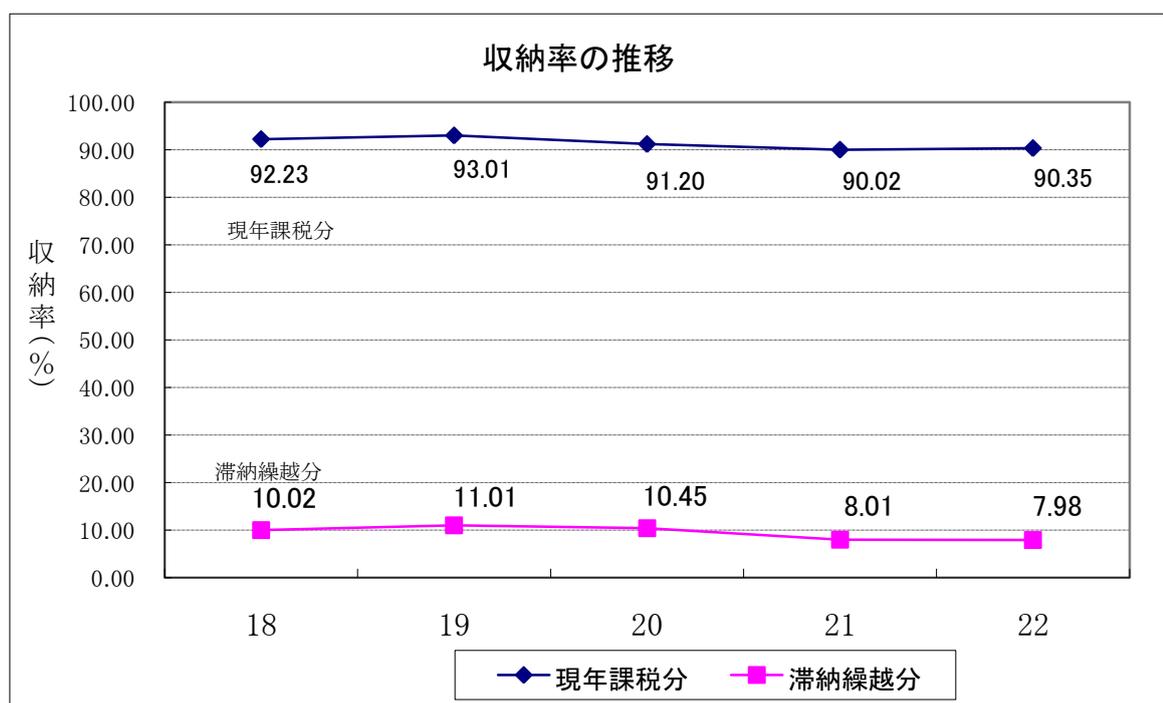
(単位:千円、%)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
調定額	9,947,927	10,010,671	8,661,649	8,689,662	8,123,165
収納額	9,175,269	9,310,895	7,899,246	7,822,847	7,339,298
収納率	92.23	93.01	91.20	90.02	90.35
不能欠損額	340	520	433	929	10

#### (2) 滞納繰越分

(単位:千円、%)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
調定額	3,864,081	3,698,706	3,487,314	3,419,109	3,337,250
収納額	387,374	407,096	364,581	273,962	266,231
収納率	10.02	11.01	10.45	8.01	7.98
不能欠損額	513,311	464,185	439,753	642,826	696,693



#### 4 平成22年度決算見込

歳入では、国民健康保険税(約▲4.9億円)、国庫支出金(約▲2.1億円)、療養給付費等交付金(約▲2.2億円)、繰入金(約▲2.1億円)などが減少している一方、前期高齢者交付金(約+15.7億円)、共同事業交付金(約+1.3億円)の増加により、約4億6,500万円の収入増となっている。

また、歳出では、保険給付費(約+7.0億円)、共同事業拠出金(約+2.8億円)、介護納付金(約+0.9億円)、老人保健拠出金(約+0.4億円)が増加している一方、後期高齢者医療支援金(約▲3.5億円)、前年度繰上充用金(約▲6.7億円)の減少により、約9,700万円の支出増となっている。

この結果、平成22年度総額収支は、約12億6,700万円となり、前年度の不足額を下回る見込みである。

(単位:千円)

歳 入				歳 出				
科 目	21年度	22年度	前年比	科 目	21年度	22年度	前年比	
1 国民健康保険税	8,096,809	7,605,529	93.9%	1 総務費	99,859	123,196	123.4%	
2 国庫支出金	5,219,291	5,009,494	96.0%	2 保険給付費	療養給付費等	15,891,588	16,450,414	103.5%
3 療養給付費等交付金	1,394,198	1,170,532	84.0%		高額療養費	1,538,412	1,667,156	108.4%
4 前期高齢者交付金	5,447,260	7,016,458	128.8%		出産育児一時金	158,332	170,437	107.6%
5 県支出金	1,082,156	1,064,215	98.3%		葬 祭 費	23,090	24,450	105.9%
6 共同事業交付金	2,215,256	2,340,728	105.7%		小 計	17,611,422	18,312,457	104.0%
7 繰入金	保険基盤安定繰入金	670,461	767,608	114.5%	3 後期高齢者医療支援金	3,590,208	3,245,179	90.4%
	基盤安定保険者支援分	163,515	189,553	115.9%	4 前期高齢者納付金	10,208	5,642	55.3%
	財政安定化支援事業	109,459	102,316	93.5%	5 老人保健拠出金	250	39,497	15798.8%
	事務費等繰入金	88,156	111,927	127.0%	6 介護納付金	1,229,421	1,320,894	107.4%
	出産育児一時金	102,928	107,251	104.2%	7 共同事業拠出金	2,196,730	2,473,089	112.6%
	その他繰入金	1,118,884	769,717	68.8%	8 保健事業費	225,278	264,035	117.2%
小 計	2,253,403	2,048,372	90.9%	9 諸支出金	249,034	195,690	78.6%	
8 諸収入	174,202	92,490	53.1%	10 前年度繰上充用金	2,304,878	1,634,713	70.9%	
合 計	25,882,575	26,347,818	101.8%	合 計	27,517,288	27,614,392	100.4%	
				歳入歳出決算額	▲ 1,634,713	▲ 1,266,574	—	

## 5 平成23年度保険税率等の状況

保険税率等については、後期高齢者支援金の創設や、介護納付金と介護保険料の格差を是正する観点から、平成20年1月に運営協議会で答申をいただき、平成20年度以降、次のとおりとしている。

また、課税限度額については、平成23年1月に答申をいただき、平成23年度から次の額としている。

区 分		税 率 等	改 定 時 期
医療保険分	所得割(課税対象額に対して)	4.5%	平成20年度
	資産割(固定資産税のうち、土地・家屋分に対して)	23.0%	
	均等割(被保険者1人あたり)	22,500円	
	平等割(1世帯あたり)	22,000円	
	課税限度額(法定 510,000円)	500,000円	平成23年度
後期高齢者 支 援 分	所得割(課税対象額に対して)	1.6%	平成20年度
	資産割(固定資産税のうち、土地・家屋分に対して)	5.0%	
	均等割(被保険者1人あたり)	9,500円	
	平等割(1世帯あたり)	9,000円	
	課税限度額(法定 140,000円)	130,000円	平成23年度
介護保険 2号分	所得割(課税対象額に対して)	1.0%	平成20年度
	資産割(固定資産税のうち、土地・家屋分に対して)	5.0%	平成12年度
	均等割(被保険者1人あたり)	6,500円	平成20年度
	平等割(1世帯あたり)	6,500円	
	課税限度額(法定 120,000円)	100,000円	平成23年度

## 6 平成23年度課税状況

経済の長期低迷による雇用の減少などから、失業中や所得の少ない方の国保加入増加により、平成23年度課税状況は、前年度と同様に、課税所得額や限度額超過世帯数の減少、軽減世帯数の増加といった傾向が続いている。こうしたことから、調定額については、所得割額の減少から約7.3%の大幅な減少となった前年度をさらに下回り、約0.2%、約1,770万円の減少となっている。また、限度額超過世帯数は、846世帯、約19.6%の大幅な減少となる一方、軽減世帯数については、全体で約3%、668世帯の増加となっている。

### (1) 課税状況

(単位:千円)

項 目		21年度	22年度	23年度
応能割	所得割額	4,845,407	4,172,992	4,133,209
	資産割額	912,953	909,332	914,506
応益割	均等割額	2,888,210	2,855,375	2,842,067
	平等割額	1,589,346	1,582,940	1,592,634
合計額		10,235,916	9,520,639	9,482,416
限度額超過額		865,617	691,691	651,534
7割軽減金額		507,533	572,232	578,451
5割軽減金額		86,651	98,162	103,489
2割軽減金額 ※1		87,512	96,941	102,484
その他の軽減金額 ※2		48,525	48,260	50,805
調定額(4月1日現在)		8,640,078	8,013,353	7,995,653

※1 2割軽減は平成20年度から自動軽減（平成19年度までは申請軽減）。

※2 その他軽減は、特定世帯に対する軽減。

### (2) 応能・応益割合

項 目	21年度	22年度	23年度
応能・応益割合(軽減前)	53.94 : 46.06	51.65 : 48.35	51.63 : 48.37

### (3) 限度額超過世帯数

項 目	21年度	22年度	23年度
限度額超過世帯数	5,118	4,323	3,477

※限度額超過世帯数は医療保険分、後期支援分、介護保険分の延べ世帯数

### (4) 軽減世帯数

項 目	21年度	22年度	23年度
7割軽減世帯数	8,758	9,822	9,965
5割軽減世帯数	1,461	1,638	1,728
2割軽減世帯数 ※1	4,224	4,658	4,960
計	14,443	16,118	16,653

### (5) その他軽減世帯数

項 目	21年度	22年度	23年度
その他軽減世帯数 ※2	3,023	2,980	3,113

## 7 特定健診等の実施状況

平成20年度から、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、高齢者福祉の増進を図るために、40歳から74歳までの方を対象に、特定健康診査・特定保健指導を実施している。

なお、平成21年度からは、40歳から74歳までの方に加えて、当該実施年度に75歳になる方が対象となった。

平成22年度においては、受診しやすい環境づくりを目指し、平成21年度から引き続き「がん検診」と合わせた受診券の発送を行ったほか、平成20年度から2年間の特定健診未受診者に対し、受診勧奨を行い受診率の向上を図った。

### (1) 実施目標〔「春日井市特定健康診査等実施計画書」(平成20年2月策定)より〕

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
特定健診目標受診率	40%	45%	50%	55%	65%
特定保健指導目標実施率	20%	30%	35%	40%	45%

### (2) 受診券等の発送状況

	21年度	22年度	増減率
特定健診 受診券	55,122 枚	56,392 枚	102.3 %
特定保健指導 利用券	1,878 枚	2,079 枚	110.7 %

※ 春日井市総合健診(人間ドック)受診者を含む。

※ 特定保健指導等対象者であっても、生活習慣病等でより医療を優先する必要がある者を除く。

### (3) 受診状況

〔特定健診〕 (法定報告ベース)

項目	算出方法	21年度	22年度	増減率
対象者数 ①		51,442 人	52,083 人	101.2 %
受診者数 ②		15,291 人	17,264 人	112.9 %
受診率 ③	(②÷①)×100	29.7 %	33.1 %	111.4 %

※ 「対象者数」は、4月1日から翌年3月31日まで国保に継続加入している方。

〔特定保健指導〕 (法定報告ベース)

項目	算出方法	21年度	22年度	増減率
対象者数	積極的支援 ④	446 人	524 人	117.5 %
	動機付支援 ⑤	1,435 人	1,622 人	113.0 %
	合計 ⑥	④ + ⑤	1,881 人	2,146 人
保健指導利用者数⑦		237 人	262 人	110.5 %
実施率 ⑧	(⑦÷⑥)×100	12.6 %	12.2 %	96.8 %

※ 「対象者数」は、4月1日から翌年3月31日まで国保に継続加入している保健指導対象者。

※ 「保健指導利用者数」は、4月1日から翌年9月30日まで国保に継続加入している保健指導利用者。

(4) 平成23年度特定健診・特定保健指導実施予定

項 目	実施予定人数	本人負担	実 施 期 間	実 施 会 場
特 定 健 診	23,040 人	無料	4月～12月 ※集団は通年で実施	(個別) 市内医療機関 (91施設) (集団) 健康管理事業団
特 定 保 健 指 導	563 人		4月～3月	市内医療機関 (動機付け支援 33施設) (積極的支援 9施設) 健康管理事業団
うち動機付け支援	429 人			
うち積極的支援	134 人			

※ 健康管理センターでの人間ドックも、特定健康診査を兼ねる。

[受診券の発送予定]

月	予 定
4月	本年度75歳到達予定者で、8月～翌3月生まれの方
5月	4月～7月生まれの方(40歳～74歳)
7月	8月～11月生まれの方(40歳～74歳)
9月	12月～翌3月生まれの方(40歳～74歳)

※ 75歳到達者で4月～7月生まれの方は、誕生月翌月に後期高齢者健診受診券を発送

## 8 国保制度の改正状況

### (1) 保険税課税限度額の改正

高齢化の進展に伴う医療費の増大により、保険給付費に対する被保険者の保険税負担の増加が確実となっていることから、負担感が強いと言われる中間所得層（所得100～300万円）の負担を軽減する目的で、地方税法における課税限度額の引上げが行われた。

本市の場合、改正後限度額の影響を受けるのは、医療分では、年間所得約700万円以上の世帯となっており、平成21年度の状況では約2.1%、1,000世帯となっている。

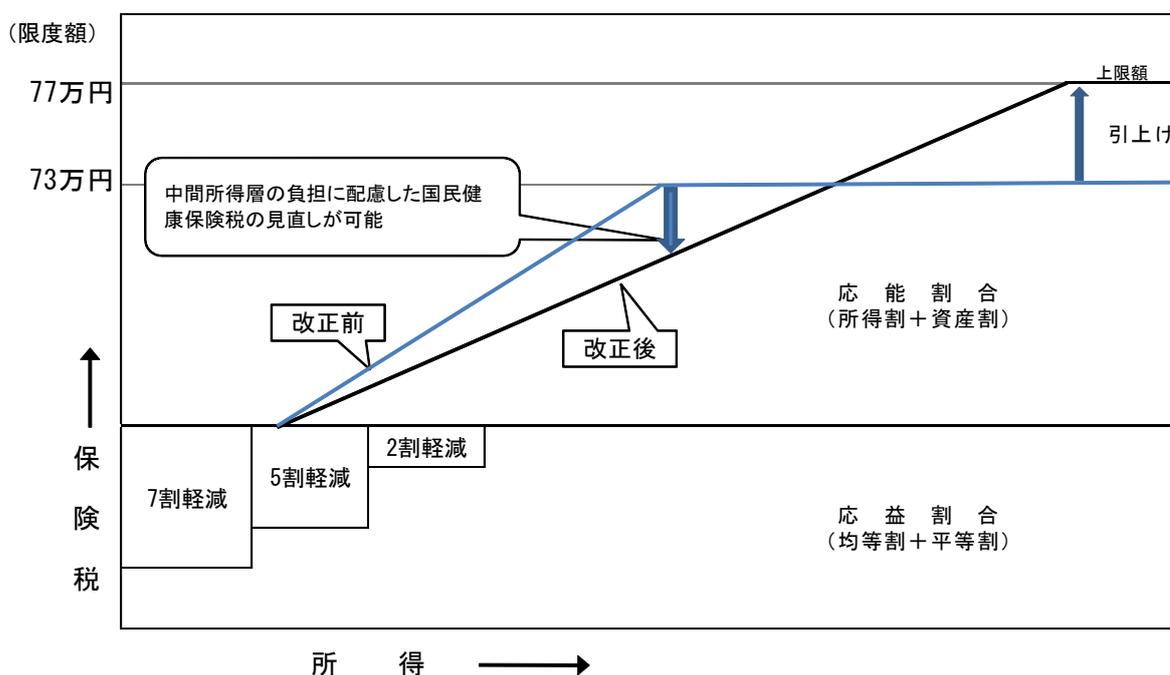
また、応益割（均等割・平等割）の7・5・2割軽減の適用にあたっては、応益割の負担割合が45%～55%未満の範囲内とする規定が廃止されている。

### 【 保険税課税限度額の状況 】

区 分	本市の 限度額※	地方税法上の限度額		本市との 差 額
		改正前	改正後 (注1)	
医 療 分	50万円	50万円	51万円	1万円
後期高齢者支援分	13万円	13万円	14万円	1万円
介護納付金分	10万円	10万円	12万円	2万円
計	73万円	73万円	77万円	4万円

※ 平成23年4月1日施行

### 【 地方税法上の限度額引上げのイメージ図 】



(2) 高齢者の窓口負担軽減

法律上、「2割」となっている70～74歳の窓口負担について、「1割」とする軽減特例措置（国が残り1割を負担）が、平成22年度に引き続き、平成23年4月から平成24年3月までの1年間、延長されました。

〔「70歳代前半の被保険者に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」の一部改正 平成22年12月20日通知〕

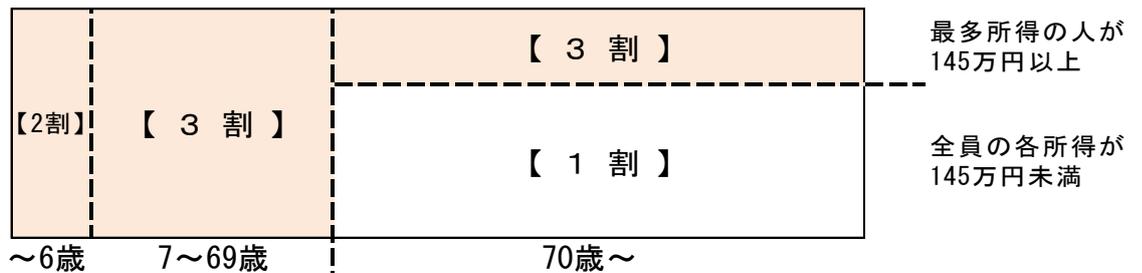
【 高齢者の窓口負担 】

〔 判定基準 〕

同一世帯に市県民税課税所得が145万円以上の70歳～74歳までの国保加入者は3割負担となります。

ただし、市県民税課税所得が145万円以上であっても、収入金額が一定額以下の場合は、申請により1割負担となります。

【 ～平成20年3月 】



【 平成20年4月～ 】 (改正前)



【 平成20年4月～ 】 (改正後)

